

2018年末闘争方針

1 18年末闘争の情勢

1. 一般情勢

(1) 貿易摩擦が世界経済の悪化が懸念される

国際通貨基金（IMF）は、世界全体の2018・19年の経済成長率見通しについて、米国の関税引き上げと相手国との「貿易戦争」=報復措置などをめぐり「下向きリスクが一段と顕著になった」として3.9%に据え置いたとしています。また、日本においても0.2ポイント引き下げの1.0%と引き下げています。こうした貿易摩擦の中で行われた主要20カ国の財務相・中央銀行総裁会議では、「世界の経済成長の下振れリスクが増加している」と危機感を示し、「対話と行動」を強める必要があると表明しています。

IMFの世界経済の見通し

	2018年	19年
世界全体	3.9(0.0)	3.9(0.0)
米 国	2.9(0.0)	2.7(0.0)
ユーロ圏	2.2(0.2)	1.9(0.1)
日 本	1.0(0.2)	0.9(0.0)
中 国	6.6(0.0)	6.4(0.0)
ロシア	1.7(0.0)	1.5(0.0)
ブラジル	1.8(0.5)	2.5(0.0)

(注)経済成長率、単位は%。カッコ内は今年4月予測からの修正幅、単位は 。 は減

制裁と報復の応酬が連鎖している

	米の制裁措置	各国の対抗措置
中 国	半導体・ロボットなど、約3.8兆円分の関税を25%引き上げ(7/6)	大豆・牛肉など、約3.8兆円分の関税を25%引き上げ(7/6)
E U	鉄鋼・アルミ製品の関税を最大25%引き上げ(6/1)	オートバイなど、約3600億円分の関税引き上げ(6/22)
カナダ		鉄鋼など、約1.4兆円分の関税引き上げ(7/1)
インド	鉄鋼・アルミ製品の関税を最大25%引き上げ(3/23)	オートバイなどの関税引き上げ(6/21から順次)
日 本		対抗関税の姿勢をWTO通知(5/18)

(注)カッコ内は実施日

日経新聞 18年7月7日

日経新聞 18年7月17日

G20声明の骨子

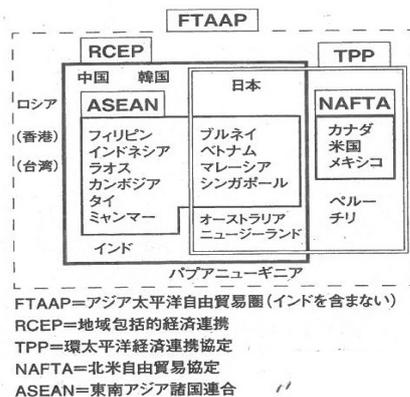
- ・貿易摩擦の激化で世界経済の下振れリスクが増大。関係国は対話と行動を強化
- ・保護主義と闘うとした昨年の首脳合意を再確認。不公正貿易への対抗措置は容認
- ・米利上げなどの影響に直面する新興国経済の監視を続ける
- ・輸出を有利にする通貨安競争は回避
- ・国際的な課税逃れ対策に非協力的な国・地域の判定基準を厳しく

日経新聞 18年7月23日

(2) 強行に進める TPP、生産者の生業と国民生活の安全などが影響

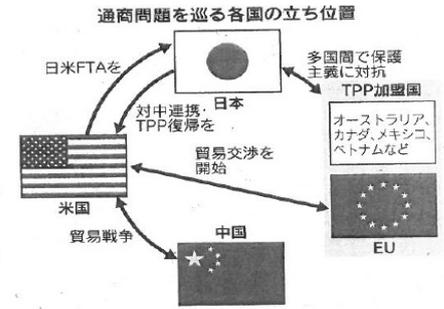
日本政府は、米国の TPP 離脱の下で、11カ国かによる環太平洋経済連携協定（TPP）の発効に合意取り付けで積極的な姿勢を示し、2019年発効を目指しています。一方米国は TPP から離脱し、日米貿易協議では日本に対して自由貿易協定（FTA）を強調しています。TPP問題は、多国籍企業には利益をもたらしますが、国内の農業・酪農・林業・漁業などの生業に打撃を与えるとともに、食の安全も懸念されます。また、現在日本における食料自給率は38%と年々下がっており、さらに影響を与えることもと予測されます。

TPP問題は、農業、食の安全や物の関税のみならず、投資の自由や知的財産、電子取引、国有企業の活動、環境問題、雇用、医療な



赤旗新聞 17年3月30日

ど国民生活や労働者へ影響を与える内容です。航空産業では、航空機の修理や航空運送サービス（販売・マーケティング）、コンピューター予約サービス、空港の運営サービス、地上取り扱いサービス（グラハン）などへの参入も規制緩和の対象となっており、航空労働者の雇用を脅かす懸念があります。現在日本における食料自給率は38%で年々下がっているように、生産者への影響をもたらせ、国内の農業・酪農・林業・漁業などの生業に打撃を与えるとともに、食の安全も懸念されます。



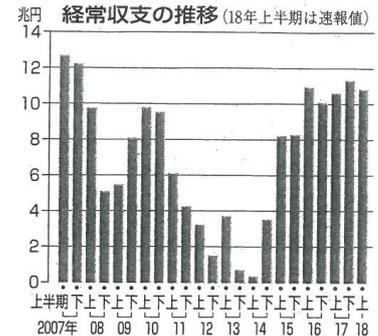
日経新聞 18年8月11日

(3) 国際収支上期3年連続10兆円超えの黒字、貿易収支も5期連続黒字

日本の2018年上期における国際収支は、企業の海外子会社からの配当や訪日観光客増加などで前年同期比2%増の10.8兆円と3年連続の黒字となりました。また、貿易収支も2018年上半期は自動車や半導体製造装置の輸出が伸び、5期連続の黒字となり6067億円となりました。

(輸出6.2%増の40兆1305億円・輸入7.5%増の39兆5238億円)

経常黒字10兆8411億円



東京新聞 18年8月8日

(4) アベノミクスの金融緩和は行き詰まり、デフレを脱却し経済の好循環には賃金の底上げが必要

日銀は、これまでアベノミクスの一環として行われてきた「異次元緩和の金融緩和」の政策に行き詰まり（金融機関の収支が悪化）、7月31日の金融政策決定会合で日銀は、金融緩和を修正し、長期金利を0%程度から上昇することを容認し、0.2%の上昇を考えていることを明らかにしています。また日銀は、ETF（株価連動投資信託）の買い方を変更（東証一部上場の株を満遍なく買う）するとしています。これまで日銀と年金積立金機構は、公的マネーを大量に投入（66兆5000億円）して株価を釣り上げてきました。しかし、大企業に利益をもたらしたもののデフレ脱却には至っていません。デフレ脱却と経済の好循環には、2018年度の経済財政白書で、「もう少し高いレベルの賃金上昇を続けることが欠かせない」と指摘しているように、低下している賃金の大幅な引き上げで国民の買う力を上げることが必要です。

ETF（株価連動投資信託）の買い方を変更（東証一部上場の株を満遍なく買う）するとしています。これまで日銀と年金積立金機構は、公的マネーを大量に投入（66兆5000億円）して株価を釣り上げてきました。しかし、大企業に利益をもたらしたもののデフレ脱却には至っていません。デフレ脱却と経済の好循環には、2018年度の経済財政白書で、「もう少し高いレベルの賃金上昇を続けることが欠かせない」と指摘しているように、低下している賃金の大幅な引き上げで国民の買う力を上げることが必要です。

◆ 公的マネーの推計投入額

	18年3月末	18年6月末	増減
公的マネーの投入額	64.1兆円	66.5兆円	2.4兆円
GPIF	40.0兆円	40.4兆円	0.4兆円
日銀	24.1兆円	26.1兆円	2.0兆円
うち東証1部上場株式	64.0兆円	66.4兆円	2.4兆円
東証1部の時価総額	638.6兆円	644.0兆円	5.4兆円
東証1部の公的マネー比率	10.0%	10.3%	0.3%

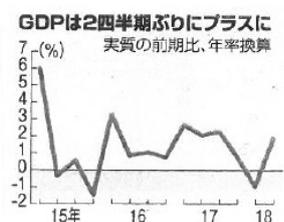
赤旗新聞 18年8月8日



赤旗新聞 18年8月13日

(5) GDPはプラス、しかし個人消費は伸び悩み、国民生活改善の施策が必要

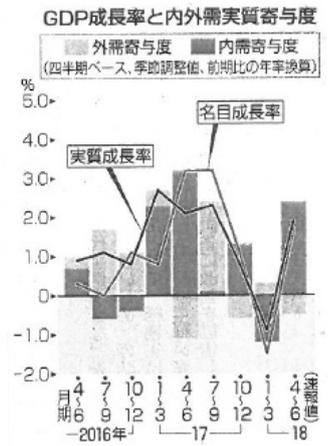
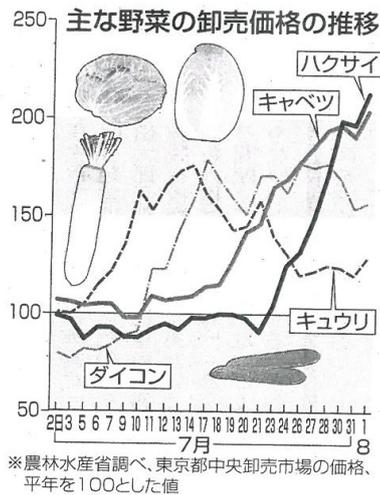
2018年4月～6月のGDP（国内総生産）は、企業の設備投資の改善と訪日観光客増加の中で宿泊施設や飲食店の建設増加などで、物価変動除く実質で前期比0.5%増加しました。このペースが一年続けば、年率換算で1.9%増加するとしています。設備投資や個人消費が改善しているものの春闘での賃上げで政府が掲げた3%目標より低く、米国トランプ政権の貿易摩擦の影響先行きは不透明であ



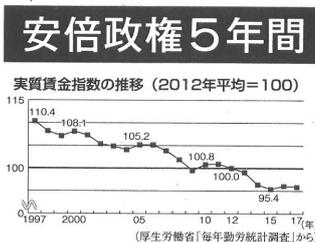
朝日新聞 18年8月10日

り、来年の消費税 10%増税を強行すれば景気を落ち込ませることは明らかです。こうした状況の中で、6月の景気動向指数（内閣府調査）の調査では、0.5ポイント低下の116.3（2010年を100として）となり2ヵ月連続低下しています。また、6月の消費支出（一世帯）は、実質ベースで前年同月比1.2%に減少しました。さらに電気・ガス料金の値上げや、続くガソリン価格上昇、猛暑の中での野菜の値上がりなど国民の生活も大きく打撃を与えています。

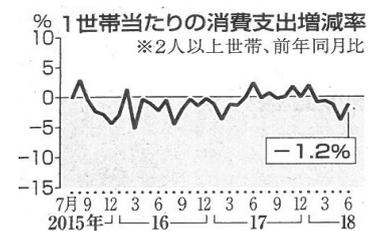
経済財政白書では、「物価が上がりにくい理由に賃金の上昇が不十分」「ベア実施には企業の長期展望を改善させるのが重要」、証券会社は、「企業が期待する成長力の低さが賃上げの鈍化につながっている」、生命保険会社は、「ボーナスは消費に回らず貯蓄に回りやすい。個人消費の伸びの加速には月給の回復が必要だ」と指摘しているように、労働者への賃金の底上げや、政府の社会保障の見直し改善策が必要です。



東京新聞 18年 8月 10日



赤旗新聞 18年 3月 13日

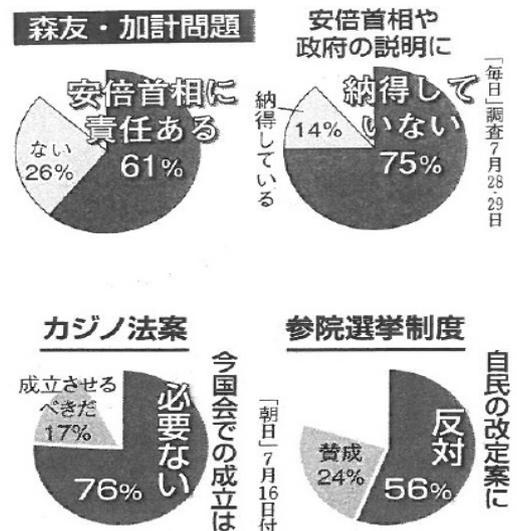


東京新聞 18年 8月 8日

(6) 森本・加計・PKO問題など一連の疑惑の真相解明を目指し、立憲・民主主義の政治が求められる

これまで、国会で問題にされた森友学園への国有地売却に関する安倍首相夫人の関与や国会での財務官僚の虚偽答弁と公文書改ざん、南スーダン PKO に派遣された現地部隊の「日報」破棄、加計学園獣医学部設置に関する国家戦略特区への安倍首相の関与など未だに真相を明らかにしない安倍政権に対する疑問が払しょくされていません。そのことは世論調査でも、森友・加計問題で 61%が安倍首相に責任あると答えており、安倍首相や政府の説明に 75%が納得していないと答えています。一方で、安倍政権のカジノ法案や参議院選挙制度について十分な審議がされない中で強行採決を行いました。世論調査でも過半数以上が「必要ない、反対」との声が出されています。

これまでの安倍政権の5年間における政治に対して、一連の疑惑と政治不信（隠ぺい・改ざん・ねつ造・国会証言）に対して全国各地で抗議行動や集会などが引き続き行われており、改めて国民主権の下での一連の疑惑解明は議会制民主主義・立憲主義を基にした政治が求められています。



(7) 憲法9条守り、沖縄辺野古米軍新基地ノーは民意の声

いま、アジアの情勢は平和への道へと大きく変化し始めており、米朝首脳会談による「完全非核化」に向けた対話活動が始まっています。こうした、朝鮮半島の情勢変化の中でも安倍首相は、9月の自民党総裁選の争点として「憲法改正案を次期国会に提出できるように取りまとめを加速すべきだ」と改憲を露わにしています。また、沖縄、名護市辺野古への米軍新基地建設は、沖縄県議会での「撤回」や沖縄県民の大多数の反対にもかかわらず、安倍政権は米軍新基地建設を強行に進めています。

こうした安倍政権の動きに対して、憲法 9 条改憲では「安倍 9 条改憲 NO! 全国統一署名」の 3000 万人署名 (現在 1530 万人を超え) の取り組みを継続しており、沖縄辺野古の米軍新基地建設反対の取り組みでは 8 月 11 日に沖縄県民大会が 7 万人の参加で行われ、全国各地でも行動が行われており、東京では「沖縄県民大会に呼応する 8・11 首都圏第 3 行動」が 2800 人の参加で行われています。こうした情勢下で 9 月 30 日に沖縄県知事選挙が行われます。

日本政府としても、韓国や米国同様にアジアの平和を築き上げていくための対話による積極的な外交が求められています。

(8) 労働者の健康を守り安心して働くために「働き方改革関連法」の廃止と 36 協定での残業規制などが必要

「働き方改革関連法」に基づき来年 4 月から実施される罰則付き残業時間上限規制では、最長 100 時間まで認められることになりました。厚生労働省は、労使協定を結ぶ際には、上限をなるべく下げ、原則の月 45 時間に出来る限り近づけるなど指針を打ち出しました。今後は、労働政策審議会で労働法制・指針の詳細を政令などで決めていくとしています。

しかし、厚生労働省が長時間労働などの調査 (2017 年度) では、疑わしい残業調査は、実施した 2 万 1592 事業者のうち 70.3% の 1 万 8061 事業所で違法があり、違法な残業は 45.1% の 1 万 1592 事業所で違法残業が行われていることが明らかになりました。また、不払い残業 (サービス残業) は 1868 事業所 (7.3%) あることが明らかになりました。

残業時間の規制を強化するために労働組合として、過労死や健康破壊を発生させない 36 協定における残業の条件 (理由や時間) など規制の取り組みと

もに、労働者の健康を守り安心して働くためにも、「働き方改革関連法」を廃止にさせていく継続的な運動が重要です。

働き方改革関連法の概要

	2018 年度	19 年度	20 年度	21 年度
長時間労働の是正 ・残業時間を月100時間未満、年720時間を上限に規制 ・勤務間インターバル制度の導入で企業に努力義務 ・企業に有休5日間の取得を義務化	9月ごろまでに労働政策審議会で制度の詳細を決める	4月1日施行 ただし、残業時間の上限規制は大企業のみ	4月から残業時間の上限規制を中小企業でも施行	
多様で柔軟な働き方の実現 ・高収入の専門職を労働時間規制の対象から外す高度プロフェッショナル制度の創設 ・フレックスタイムの清算期間を3か月に延長	秋ごろをめどに労働政策審議会で制度の詳細を決める	4月1日施行		
同一労働同一賃金の適用 ・正社員と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止 ・正社員との待遇差の説明を義務化	秋以降に労働政策審議会でのガイドラインを策定する	企業が社員規定などを整備	4月から大企業で施行	4月から中小企業でも施行

違法残業事業所 (1万1592) 月間残業時間	事業所数
80 時間超	8592 (74.1%)
100 時間超	5960 (51.4%)
150 時間超	1355 (11.7%)
200 時間超	264 (2.3%)

過重労働による健康障害防止措置の未実施	2773 事業所 (10.8%)
過重労働による健康障害防止が不十分	2万986 事業所 (81.7%)

「月45時間以上残業 曖昧な理由認めず」

三六協定を結ぶ際のガイドラインのポイント

- ・使用者は労働者に残業、休日労働をさせる場合、安全配慮義務を負う。残業が月45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患発症との関連が強くなることに留意する
- ・特別条項を結び、月45時間を超えて残業させる場合、「業務上やむを得ない場合」といった曖昧な理由は認められない
- ・医師の面接指導や、終業から始業までの間に一定時間以上の継続した休息時間を与えるなど健康確保措置を取る

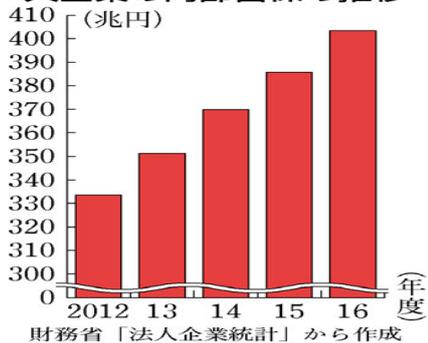
東京新聞 18 年 8 月 10 日

(9) 企業の社会的責任で 8 時間働いて生活できる賃金の改善と格差拡大に歯止めを

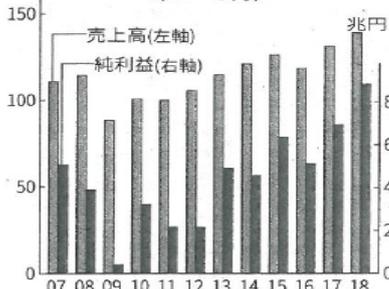
企業の 2018 年 3 月期決算は、海外の M&A (合併・買収) や事業構造などの組み換えの効果などにより売上高が 560 兆円と最高を更新し、純利益も約 29 兆円と 2 期連続で過去最高となり、これまでの内部留保も 2018 年 3 月末で 426 兆円と史上最高となりました。また、2018 年 4 月～6 月期決算では、純利益が 8 兆 8000 億円と前年同期比で 28% 増と 2 年連続となっています。一方、労働者の賃金は、2012 年以降 5 年間で実質賃金は 4.1% 下落し 5 年間で 15 万円減りました。こうした状況下での 18 春闘の賃金引上げは、政府の「3%」と連合の 2% (定昇含め 3% 超) 要求基準が足かせとなり、日経の最終集計調査では、賃上げは 2.31% の 7,143 円 (基準内賃金 309,380 円) の結果となっています。また、6 月名目賃金 (厚生労働省調査) は、現金給与額は、前年同月比で 3.6% 増え 44 万 8919 円 (ボーナスなど特別に支払われた給与が 7.0%

伸び全体を引き上げている)と21年5ヵ月ぶりの伸びとなりました。また実質賃金(名目賃金から物価変動を差し引いたもの)は、2.8%増となっています。そして、基本給など決まって支払われる給与は、1.3%増の24万5918円に留まっています。

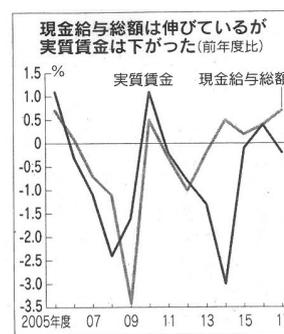
大企業の内部留保の推移



上場企業の稼働力は高まっている (4~6月)



日経新聞 18年8月16日



日経新聞 18年6月28日

夏の一時金については、民間企業458社の支給総額は平均4.62%増の82万9786円と6年連増の高水準とはなっています。また、大手大企業対象とした最終集計(経団連調べ)では、前年比8.62%増の95万3905円となりました。しかし、賃金・賃上げでは正社員と非正規雇用労働者との格差は依然と改善されていません。

また、2018年の最低賃金については全国平均で26円増の874円となりましたが、地域間格差は拡大し解消されていません。働く者が、8時間働いて生活できる賃金制度の確立が必要です。

また、6月の雇用状況については、有効求人倍率が0.02ポイント上昇の1.62倍と2ヵ月連続となりました。一方完全失業率は2.4%で0.2ポイント上り15万人増の166万人と4ヵ月ぶりに悪化しました。

新しい最低賃金



2. 国際航空情勢

(1) 米国航空3社共に上期は増収

米国メジャーの航空3社の2018年上半期は増収となりましたが、燃油費の価格高騰が利益に大きく影響しました。

デルタ航空は、売り上げが順調に伸びているものの、燃油費や関連税が3割以上増加し、従業員へのプロフィットシェアリングや航空機賃借費用などコストが増加し利益が減少しました。アメリカン航空とデルタ航空は、売り上げを伸ばしていますが、燃油費の高騰で利益が減少しました。

米国大手3社 2018年上期決算(1月~6月)

単位:ドル カッコ内は前年同期比

	売上高	営業利益	純利益
デルタ航空	217億4300万 (110%)	25億2000万 (15%)	15億7200万 (10%)
アメリカン航空	220億4400万 (104.7%)	14億5900万 (37.5%)	7億5300万 (37.5%)
ユナイテッド航空	198億900万 (107.5%)	14億3700万 (18.2%)	8億3100万 (9.7%)

(2) EU大手航空3社の売上高は順調

EU大手航空3社では、燃油費の高騰などの影響を受けて収益に影響が出ています。

インターナショナル・エアラインズ・グループ(IAG=BA・イベリア・エアリンガルなど)は、旅客・貨物ともに売り上げが伸び、傘下の航空会社(4社中3社)が黒字となり売上高で黒字となりました。また、燃油費高騰の中でもドル安で相殺され為替のマイナスの影響を受けなかったとしています。

ルフトハンザ航空は、ストライキや欧州空港システムの不備などにより運航遅延や結構の影響を受け売上高がわずかながらマイナスとなりましたが、利払いや他社への投資関連での税の払い戻しなどで純利益はプラスとなっています。

エールフランス KLM 航空は、売上高は伸びたものの、エールフランス航空でのストライキの影響で供給量が 2.5%減少し純利益はマイナスとなりました。

EU 大手航空 3 社の 2018 年上期決算 (1 月～6 月)

単位：ユーロ、カッコ内は前年同期比

	売上高	営業利益	純利益
IAG (BA・IB 等)	112 億 600 万 (110%)	17 億 3500 万 (98.7%)	14 億 800 万 (2.3 倍)
ルフトハンザ航空	169 億 3800 万 (0.1%)	10 億 800 万 (3.3%)	6 億 7700 万 (0.7%)
AFKLM 航空	124 億 3200 万 (108%)	2 億 2800 万 (58.8%)	1 億 5900 万

3. 国内航空情勢

(1) 全日空・日本航空ともに第 1 四半期は増収・19 年 3 月期の純利益据え置き

全日空・日本航空の第 1 四半期 (4 月～6 月) は増収となっています。

全日空は、「旺盛な需要に支えられ、国際旅客、国際貨物が好調に推移した」「顕著なビジネス需要

と訪日旅客の国内移動需要を取り組むとともに、需要に応じた各種割引運賃を設定したこと等により、旅客数・収入ともに前年同期を上回りました」として、売上高は 7%増の 4848 億円、純利益は前年同期比 68%減の 161 億円となりました。また、ピーチア・ビエーションの連結子会社化にともなう前年同期比の特別利益 338 億円がなくなり、利益が減少しました。

日本航空は、「国際線旅客において、堅調な日本発の需要に加え海外発の需要が好調に推移した」、国内線では「伊丹発着路線を中心にエンブラエル機の運航路線をさらに拡大したことに加え、日本トランスオーシャン航空が運航する沖縄発着路線に B737 - 800 型機の投入拡大し地方ネットワーク路線の利便性・快適性の向上をはかりました」として国内線供給が増加したなどで、売上高は、9%増の 3421 億円、純利益は前年同期比 10%減の 175 億円となりました。日本航空は航空機材の処分損を計上したため減益となりましたが、2019 年 3 月期の通期純利益は従来の予想を据え置いています。

(2) 安全運航を担う整備体制の充実には、人員増と勤務改善などが必要

全日空の B787 のエンジン不具合が見つかり、国土交通省から点検を指示され、エンジンプレードの交換作業が行われています。この間 7 月～10 月まで 1820 便 (国際・国内) が欠航となり経営にも影響をあたえています。また、日本貨物航空 (NCA) で、整備記録の改ざんが発覚し、国土交通省は、安全管理体制に問題があるとして「業務改善命令」と「事業改善命令」を出しています。安全運航を支える整備体制を充実させるべく人員増や勤務の改善など働き方の見直しが必要です。

(3) 深刻化する人員不足の中で高稼働、健康破壊、事故トラブルの多発

航空に働く労働者の人手不足は全世界的となっています。国際航空運送協会 (IATA) がまとめた航空業界の人材に関するアンケート調査では、パイロット・整備の人材不足が顕著となっています。さらに、今回の調査では、グランドオペレーションの人材不足が懸念されることが浮き彫りになったとしています。そしてグランドオペレーションの採用活動については、職務能力と要求給与水準が最も大きな課題として上げられています。日本においても航空に働く各職種の職場では、人員不足の状態が続いている状況下で、勤務改善・長時間労働・勤務改善などが強行され、健康破壊も進んでおり、とりわけグラハンでは事故、インシデント多発しています。

2 要求と課題

18 年末闘争は、内航では日航関連各労組の一時金、各職種で深刻化する人員・人材不足への対応と勤務などの改善、外航ではキャセイ航空労組の秋闘（19 年度の賃上げ等）そして日航やエミレーツ航空の解雇争議、KLM オランダ航空の雇い止めなどの雇用問題への対応など、多くの重要課題で闘いが進められます。また、政府の政策等との関係では、民間航空の軍事利用促進につながる憲法 9 条改悪や先の国会で持ち越された裁量労働制の拡大など労働法制の改悪への対応も求められます。また航空行政との関係では、安全技術規制の緩和や、乗員に導入された疲労リスク管理への対応、地域航空の在り方など、航空の安全と公共性の確保に向けて取り組むべき課題もあります。

情勢で述べた通り、航空各社は好業績を上げ 2020 年の東京オリンピックを契機とした事業拡張戦略を打ち出すとともに、人員不足に対応した効率化策を推進しています。事業拡大と効率化を推進する各社の拡張戦略は、人材の確保と育成を困難にし、安全基盤をも揺るがす等、行き詰まりにおちいており、人材の育成・確保は航空産業全体の喫緊の課題となっています。こうした人員不足の下で、職場から出される要求は、より切実さを増しており、多くの航空労働者が一体となって航空各社の利益第一主義と拡張戦略がもたらした様々な矛盾の打開に向け闘う条件は広がっています。

18 年末闘争は、生活改善につながる賃金・一時金の確保、勤務改善と人員増を実現し安全基盤の強化を図ること、解雇争議を解決し安定した良質な雇用の確保することの 3 本柱で、強固な安全基盤の確立を目指す闘いとなります。とりわけ勤務改善・人員増を目指す闘いと解雇争議の解決とは、有機的に結びついた一体の課題です。今日の情勢を前向きにとらえ、32 期の中で築いてきた労働条件改善の流れを継続させ、必ず解雇争議の解決に向けた展望を切り開き、19 春闘へとつなげて行きましょう。

1. 賃金・一時金

- (1) 切り下げを許さず、昨年実績を上回る一時金の獲得で生活の維持・向上をめざす。
- (2) 業績評価をはじめとする一時金の査定等、差別の温床となっている賃金査定の縮小・廃止をめざす。
- (3) 賃金・諸手当の改善をめざす。
- (4) 非正規社員の一時金の獲得をはじめとする賃金の格差是正・解消を図り、均等待遇の実現をめざす。

2. 勤務など諸労働条件の改善

- (1) 労働時間の短縮、時間外労働含めた総労働時間を短縮し、生活時間を確保する。
- (2) シフト勤務者の勤務改善 シフトに対応した時間短縮・休日増、勤務インターバルの確保、連続夜勤の廃止など深夜勤務の条件の改善、勤務変更のルール確立などをめざす。
- (3) 乗務職の勤務改善、編成数や乗務時間制限の改善、十分な休養日・休養時間の確保など、乗務パターンの改善を図るとともに、勤務変更ルールの確立をめざす。
- (4) 労働時間の管理を経営の責任でキッチリと行わせ、サービス残業の一扫をめざす。
- (5) 事業拡張に対応した人員の確保とともに、勤務改善につながる人員増をめざす。また、安全運航の中核を担う人材の育成・確保をめざす。
- (6) 出向先の労働条件の改善や出向条件の整備を図り、実体的勤務の改善を図る。
- (7) 福利厚生を改善をめざす。
- (8) 雇用形態の違いによる勤務や福利厚生等の諸労働条件の格差の是正・解消をめざす。
- (9) その他、職場で改善を求める声の強い細かな問題も取り上げ、その改善・解決をめざす。

3. 労働者・労働組合の権利を守る闘い

- (1) ハラスメントを撲滅し、人権を守り尊重される職場の確立をめざす。
- (2) 休憩時間の確実な取得、年次有給休暇取得難の解消と完全取得など、労働者の権利を守る。
- (3) 本人の意向を無視した転勤や出向等に反対し、働く者の権利を守る。

- (4) 高齢者雇用安定法の主旨に則り、60歳以降も安心して働ける賃金や労働時間、職場環境などの抜本的改善をめざす。
- (5) 時間内組合活動の保障、各事業所・職場での掲示板の確保、機関紙や労組ニュース等の宣伝物の配布制限の廃止、労組事務所確保や拡張、会議室の利用等の便宜供与の拡大など、労働組合の権利の拡大をめざす。

4. 安全運航と公共性を守る闘い

- (1) 現在政府が検討を進めている競争力の確保等を目指した安全技術規制の緩和策に対しては、航空安全、労働者の権利と健康を守る立場から取り組みを進める。また長期的課題として検討が進められている乗員・整備士等のライセンス制度見直しについても安全を向上させる観点から取り組みを進める。
- (2) 運航乗務員から導入が始まった疲労リスク管理（FRM）については、労働者の負荷を軽減し安全性の向上に資する制度となるよう、引き続き日乗連とともに取り組む。
- (3) 政府の成長戦略に対応したパイロットや整備士等、航空安全を支える技術者の確実な養成に向け、運航会社や政府等の役割分担を明確にし、計画的な要員養成の実施を求めていく。
- (4) 地域・離島航空をはじめとした不採算路線の維持方策の拡充をめざす。

5. 不当解雇撤回・不当労働行為・人権侵害などの裁判闘争と雇用を守る闘い

- (1) 新たに加わったソラシド航空の不当労働行為事件、フィンランドエアーの名古屋基地廃止・転勤問題など、各法廷闘争については勝利判決・命令の獲得をめざし、引き続き原告・当該労組との連携を図り取り組みを進める（各争議の現状等は、年度総括・方針を参照）。
- (2) 当面重点的な対応が求められる JAL の解雇争議については、統一要求（希望する被解雇者の職場復帰、経験者の再雇用、解決金、労使関係の正常化と安全運航の確立）に沿った対応を求め、当該労組、争議団、支援共闘などが一体となった運動で、早期解決を目指す。
- (3) エミレーツ航空の解雇争議については、早期職場復帰をめざし、引き続き当該の労使間交渉と中労委での闘いを並行して進める。
- (4) 雇い止めを許さず有期契約社員の正社員化や無期転用、今年9月に派遣期間が3年となる派遣労働者の雇用の確保等、安定的雇用の実現をめざす。

6. 社会的な課題への取り組み

- (1) 裁量労働制の拡大とともに、政府が今検討を進めている解雇の金銭解決、雇用によらない働き方、テレワークなど柔軟な働き方等の「働き方改革」に反対し、労働者の権利を守り拡大する。
- (2) 平和とくらし、航空安全を守る立場から、民間航空の軍事利用、憲法改悪、社会保障改悪等の課題に取り組む。

3 運動の進め方

年末闘争においても、職場からの運動の工夫と強化をはかり、組織の拡大強化をめざします。また、航空連に結集した運動の工夫に努めるとともに、労働法制改悪や安保関連法の廃止、憲法改悪問題等々の社会的課題については、多くの国民・労働者と連帯した運動を進めることを基本に、下記の通り運動を進めます。

1. 職場からの取り組み強化

年度総括でも強調したように、職場の声を結集した運動は、要求の前進に大きな力を発揮した。アンケート、対話運動、職場集会や職場討議等で全航空労働者の職場の声を集約に努め、要求づくりから収拾まで一貫して職場から運動の積み重ねで要求の実現を迫る運動を重視して取り組むことを重視し、運動を進めます。

2. 宣伝・学習の強化

- (1) 機関紙フェニックスや航空連ニュース等を活用し、年末闘争をめぐる情勢や要求実現に向けて有効な情報など、的確に職場に入れる宣伝を実施する。
- (2) 安全運航の実現、不当解雇撤回、労働条件の改善など航空労働者の要求実現をめざした闘いへの理解と支持を広げるための空港ビラの実施など、国民・利用者向けの宣伝行動を実施する。
- (3) 航空連主催の学習とともに、協力・共同を進めている各団体等が主催し参加を呼び掛けている学習会等も紹介し、多くの学習の機会を設ける。

3. 航空連に結集した運動の推進

航空全体の力を結集し、効果的に要求実現をめざす運動を推進するために以下の通り運動の節目を設定し、取り組みを進める。

(1) 要求づくり

10月中旬までを要求づくりの期間として、情勢の確認、職場や生活実態の把握等を行い、要求案に基づく職場討議など、全員参加の要求づくりを進め、その実現に向けた構えを築く。

航空連としては、各社の経営状況、一時金闘争や生活をめぐる状況など、要求作りとその討議に参考となる情報の提供や宣伝等に重点を置いた取り組みを進める。

(2) 回答指定日に向けて

10月31日と11月5日を回答指定日として、評価できる回答の引出しをめざし職場からの運動を進める。

航空連においては、情勢等とともに各労組の要求の紹介等の宣伝を実施するとともに、回答速報の提供等を実施する。

(3) 山場に向けて

山場は11月16日とし、回答分析を行うとともに山場に向けての獲得目標等については代表者会議を開催し航空連内の意思統一を行い、要求の前進をめざした運動を展開する。

また、各労組の回答分析や山場の方針等の情報を把握し伝達するとともに乗客ビラの実施など、前進回答の引き出すための取り組みを進める。

4. 多くの労働者国民と連携・共同した取り組みの推進

- (1) 要求と課題の6項で掲げた社会的課題の実現をめざす運動については、雇用共同アクション、憲法労組連絡会等への結集を強めるとともに、「総がかり行動実行委員会」が提起する行動への参加など、全国の国民・労働者と連携・共同した運動を進める。
- (2) 安全規制の緩和をはじめとする航空政策、総合交通政策等、交通運輸政策全体に関わる課題については、航空安全会議や日乗連との連携を図るとともに交運研の政策提言等も活用して運動を進める。

5. 組織の拡大・強化

- (1) 未組織労働者も対象にした労働相談活動を行うとともに、宣伝や学習会の開催等、関係労組と共同して取り組む。
- (2) 航空連として、組織強化を図るために、労働者の権利等をまとめたリーフレットや、未組織労働者向けのリーフレット等を活用した運動に取り組む。
- (3) 各労組で組織拡大と強化の重要性の認識を深めるとともに、各種取り組みについては目標を明確化して取り組み、組織の拡大・強化をめざす。
- (4) 組織の拡大・強化に向けた課題の整理と確認や運動の経験交流をめざし、組織担当者会議等の開催を検討する。

以上